

被扶養者確認調査（22歳以上の被扶養者）を実施します <2019年8月>

- ・被保険者証に名前のあるご家族（＝被扶養者）に異動はありませんか？
- ・就職・結婚・収入オーバーなど、被扶養者でなくなったにもかかわらず、つい手続きを忘れてしまっている方が散見されます。
- ・こうした手続き漏れは、被扶養者の認定要件を満たしていない方への給付や各種補助金を支給することに繋がり、健保組合の財政に大きな影響を及ぼします。
- ・調査対象者がいる方には、調査書類を配付させていただきますので、被扶養者の資格確認調査にご協力をお願いいたします。
被保険者にはご提出いただく義務があります。必ずご対応いただきますようお願いいたします。
- ・なお、実施は、昨年と同様に「株式会社オークス」へ委託いたします。
詳細は、別途送付のご案内（会社からの周知文）をご確認願います。

◇被扶養者の削除申請が必要な場合◇

就職や結婚などで他制度に加入したとき

- 被扶養者が就職して、他健保の被保険者となったとき
- 被扶養者が結婚して、配偶者の被扶養者になったとき



被扶養者の収入が増加したとき

- 被扶養者の年収が 130 万円未満かつ月収 108,334 円未満でなくなったとき
※60 歳以上の方は年収 180 万円未満かつ月収 150,000 円未満でなくなったとき



仕送り額が変わったとき

- 別居している被扶養者への仕送り額が、被扶養者自身の収入より少なくなったとき



同居していることが条件の家族（義父母等）が別居したとき

- 同居していないと被扶養者となれない義父母等と別居したとき



雇用保険の給付を受けるとき

- 被扶養者が、雇用保険から失業給付を受給しているとき



亡くなったときや離婚したとき

- 被扶養者が亡くなったとき
- 被扶養者と離婚したとき



※申請は、「扶養家族等異動届」に被保険者証を添えて、事業所を通じて、異動日から5日以内に健保組合へ提出してください。なお、別途添付書類が必要です